

判例評釈

夫婦別姓訴訟大法廷判決

(最大判平成27年12月16日 [平成26年(オ)第1023号] 民集69巻8号2586頁)

高橋 勇 人

本報告では上記判例の評釈を報告した。報告要旨は次の通りである。

1. 事案の概要

原告（控訴人、上告人）らが、夫婦が婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称すると定める民法750条の規定（以下、本件規定）は、憲法13条、14条1項、24条1項・2項に違反すると主張し、本件規定を改廃する立法措置をとらないという立法不作為の違法を理由に、国（被告、被控訴人、被上告人）に対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

一、二審ともに、民法750条は憲法の各規定に違反せず、国賠法の適用上違法とはならないと判断して、原告の主張を退けた [東京地判平成25年5月29日 民集69巻8号2708頁、東京高判平成26年3月28日同2741頁]。原告は、これを不服として上告した。

2. 判 旨

上告棄却

「婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。本件規定は、憲法13条に違反するも

のではない」。「本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではな」く、本件規定は憲法14条1項に違反しない。「本件規定の採用した夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても」、「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。したがって、本件規定は、憲法24条に違反するものではない」。

なお、寺田裁判官の補足意見、岡部裁判官の意見（櫻井・鬼丸裁判官同調）、木内裁判官の意見、山浦裁判官の反対意見が付されている。

3. 検 討

紙幅の関係上、憲法14条1項、24条と本件規定との関係についてのみ言及する。

（1）憲法14条1項と本件規定

法廷意見は、従来判例の立場を踏襲して、形式的平等を定める本件規定は憲法14条に違反しないと判断したが、実質的平等を保つことも憲法14条1項の趣旨に沿うと判示した。

これは、最高裁として、いわゆる「差別的インパクト」の問題を認識していることを示すものである。そして、14条1項は、形式的平等だけではなく、実質的平等も射程に含み得ることを示唆していると理解することができる。

（2）憲法24条と本件規定

①憲法24条1項と本件規定

法廷意見は、24条1項が婚姻について、「当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべき」と判示した。これは、「婚姻の自由」を憲法上の権利と

認めたものと解することができる。

②憲法24条2項と本件規定

法廷意見は、婚姻の法制度化について広範な立法裁量を肯定しつつも、立法裁量は24条の統制を受けると判示した。さらに、24条は実質的平等を保ち、婚姻に対する「事実上の制約」とならないよう配慮する必要があることを明らかにした。

これは、「必ずしも定まっていない」（佐藤幸治）とされてきた24条の保障内容に対して、最高裁は憲法13条や14条1項にとどまらない固有の意義を認め、24条2項は実質的平等を要請する規定であると捉えられる。

（3）憲法14条1項と24条

本判決と同日に判決が下された再婚禁止期間違憲訴訟〔最大判平成27年12月16日民集69巻8号2427頁〕と本判決との比較によって、両規定が問題となる場合は、14条1項の審査を主として、24条2項の趣旨や意義を併せて検討することが明らかにされた（再婚禁止期間違憲訴訟）。一方、24条のみが問題となる場合は、24条2項の立法裁量を越えるか否かで判断することが明らかになった（本判決）。

（4）むすびに

本判決によって、憲法24条による憲法的規律の道が開かれた。これ以降、24条は憲法訴訟論において、「かなり使い勝手のいいものに生まれ変わる」（駒村圭吾）と思われる。

（たかはし・ゆうと 東北大学大学院博士後期課程）